

**中小企業は3年後の見直しまでに改正労働基準法への対応を行うべきだ!!**

vol.1



アクタスマネジメントサービスの江原努氏（社労士）



コンセルト社会保険労務士事務所の多田智子氏（社労士）

今年4月に改正された労働基準法は大企業だけでなく、中小企業に影響をおよぼすという。今後、顧問先中小企業が直面する課題があるので、事前に準備や指導に備える必要が出てきそうだ。そこで、今号ではコンセルト社会保険労務士事務所の多田智子氏とアクタスマネジメントサービス(株)の江原努氏に、改正労働基準法のポイントを解説して

「そもそも労働法は劣悪な作業環境の改善向上・労働搾取などの防止を目的に制定された法律です。さすがに最近では賃金そのものが払われないケースはほとんどありませんが、労働時間の増加やサービス残業などの問題が目立ってきています」と話すのはコンセルト社会保険労務士事務所の多田智子氏。事実、総務省「労働力調査」（平成20年）によると

れているのが現実だ。

こうした現状を踏まえて、今回は①新たに、限度時間を超えて働かせる一定の期間（1日を超える3カ月以内の期間）ごとに、それぞれの割増賃金率を定めること、②①の率を法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率とするように努めること、③そ

業種	資本金の額又は出資の総額	または	常時使用する労働者
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）

て、それ  
にともな  
い法定割  
増賃金が  
引き上げ  
られ、月  
60時間を  
越えて時  
間外労働  
をさせた  
場合、5

導入と時間単位有給制度の導入がそれだ。まず、大企業に影響するのが代替休暇制度。あくまで導入するかどうかは企業の任意であるが、労使協定により、

解説 逆引き  
駆け出せ! 手帳まで  
事例からも、  
法律からも、  
引ける!  
平成22年4月の  
法改正  
対応!

最新 知りたいことがパツとわかる  
が すつきりわかる本

必読書籍の書き込みの方  
ボーナスで  
ポイントが貯まる!  
実務者必見の疑問解決  
QRコードで  
コンピュータースマート  
チェックシート  
付!

『改正 労働基準法がすっきりわかる本』  
発行：ソーテック社、価格：  
1554円（税込）  
多田智子氏が書いた改正労働基  
準法に関する解説本。基礎的な  
法律の解説から実務者向けのノ  
ウハウまでが網羅されている。  
改正労働基準法のことを学ぶに  
は最適の書だ

分かることになりそうだ。とはい  
え、これに関しても義務はないので、  
顧問先中小企業の場合は今後、どう  
いう対応をするか方針を決めておけ  
ば良さそうだ。

※次号ではより具体的な改正労働基  
準法への対応策を紹介します。

務化されているのは大企業のみで、中小企業は当面猶予という状況になつてゐる。しかし、多田氏は「社会に与える影響を踏まえて、3年後の見直しで中小企業にも適応される可能性が高い。大企業ですら就業規定や給与システムをリニューアルするのに四苦八苦していたのだから、中小企業は早い段階から準備しておくことが望ましい」と指摘する。現に今回の改正法は3年後に、見直すとしており、それ以降は中小企業も義務付けられる可能性があるので要注意だ。

かは企業の任意となつてゐる。  
ちなみに、この新しいふたつの休暇制度については反応はいまひとつ  
のようだ。というのは、この休暇制度を運用するには、勤怠管理システムの見直しもあわせて必要になるからだ。

「代替休暇」にしても時間単位有給に  
しても、導入することで現場の勤怠  
管理が複雑になることは容易に想像  
できます。従つて、経営者としては、  
モチベーションアップ施策と管理部  
門の生産性のふたつを天秤にかけて  
導入の是非を判断することになるの

制度を創設しなければ、協定を定める必要がないため「ほとんどの企業は導入しないのではないか」と多田氏は指摘する。

では、時間単位有給制度はどうか。「たとえば、小さいお子さんを抱えていらっしゃる共働きのご家庭にとつては朗報な休暇制度」と江原氏。しかし、「営業職ならまだしも、製造業の現場などで時間単位の有給を導入するとなると、生産効率に大きな支障をきたす可能性がある。クラインアントを見ても、積極的に導入を試みている企業はない」と多田氏は

割以上の割増賃金率が義務化されることに。つまり、Ⓐ月45時間以内の時間外労働は1・25倍以上、Ⓑ45～60時間の場合は1・25倍以上にするよう努め（義務はない）、Ⓒ60時間超は1・5倍ということになつたの

法定割増賃金率の引き上げ分の代わりに、有給休暇を与えられるという制度である。そして、大企業・中小企業を問わず影響するのが時間単位有給。その名の通り、有給を1時間単位で与えられるようになる制度

る場合、会社の代替休暇時間の算定  
管理方法、取得意思確認方法、取得  
の有無の確認、給与計算反映までの  
新しい運用フローの構築と25%増分  
の支払いのどちらが安いかを検証す  
る必要が生じるというのだ。しかも、

「週60時間以上労働する労働者の割合は全体で10ゼット、とくに30歳代の子育て世代の男性のうち60時間以上労働する労働者の割合は20ゼット」となっている。そこで、労働者の健康や生活の改善を目的として、いよいよこの4月に労働基準法が改正されたという。

では、労働基準法はどのように改正されたのか、さつそくそのポイントを紹介していきたい。まず注意したいのが法廷割増賃金が引き上げられたことだ。

そもそも労働時間は原則1日8時間、1週40時間と定められている（労働基準法）。そこで、大半の企業は労使間で36協定を結び、労働時間を延長もしくは休日労働することで業務のバランスをとっている。しかし36協定を結べば、何時間でも残業できるわけではない。

厚労省の指針では、残業の限度基準は月45時間、年360時間となつていて。ただ、繁忙期にはどうしても月45時間を超えてしまう場合があ

る。その際には、「特別条項付き36協定」を結ぶことで、月45時間を超える労働も可ということになつていて。

「ただ、最近は過労死やメンタルヘルスが社会問題となつておなり、労働時間との相関性が指摘されています。経営者にはワークライフ・バランスに対する理解とそれを踏まえた人事労務施策の検討が急務」とアクタスマネジメントサービスの江原氏。

ちなみに、週80時間超の残業は過労死判定基準となり、100時間超は安全衛生法に基づき、面談義務が生じるようになつていて。しかし、現実には100時間超の労働が行わ

## 改正労基法対応のポイント

	残業	休暇		特別条項付36協定		
	月60h超時間外労働の割増率アップ	代替休暇の導入	時間単位育休の導入	残業限度時間超の割増率の定め	残業限度時間超の割増率アップ	時間外労働の削減
大企業	義務	任意	任意	義務	努力	努力
中小企業	—	—	任意	義務	努力	努力

ポイント	<p>①大企業は義務なので 考える余地なし</p> <p>②大企業は月60h超 割増率アップと代替 休暇をセットで考え る</p> <p>③中小企業は当面猶予 のため、とりあえず 気にしなくてよい</p>	大企業・ 中小企業 を問わず 任意制度	<p>①そもそも残業限度時間（月45h等） を超えない企業は特別条項付36協定の届出義務がないため、関係なし</p> <p>②この改正事項は特別条項付36協定を届け出る企業が関係する</p> <p>③残業限度時間超の割増率を特別条項付36協定に記載すればいいのであって、割増率をアップすることまで強制されていない</p>
------	--	------------------------------	--

作成：アクタスマネジメントサービス